

# 行政視察報告



湯河原町議会より説明を受ける

○日時 平成19年7月9日～10日

○行き先 神奈川県湯河原町、葉山町

○テーマ

I. 湯河原町議会基本条例について

II. 葉山町まちづくり条例について

## I. 湯河原町議会基本条例について

### 条例制定までの経緯

湯河原町も平成の大合併の波の中、隣接する町と協議しましたが不調に終り、自立の道を歩むことになりました。

自立へのまちづくりの一環として「自治基本条例」を町民と共に検討するなか「町民協働の議会運営」を目指し、また、地方分権一括法、地方分権の流れもあり、議会のあり方を再検討しようという雰囲気が、議員自ら自然発

生的に出て策定に至りました。

### 条例での誓約

この条例の前文では「議会は、町民主権を基礎とし、町民の信託を受けて活動する町民の代表機関であり、議事機関である。議会は、二元代表制の下で、執行機関たる町長及び各種委員会を監視するとともに、条例の制定、予算の議決等を通じて政策を形成する権限と責任を有している。

地方分権の時代を迎え、地域の自立が求められるとともに、少子高齢化、安全安心の確保、地域産業の振興など地域社会の課題が山積している。議会は、これらの課題に取り組み、自立したまちづくりを進める責任を負つており、この責任はますます重くなっている。

民とともに汗を流す町協働の議会運営を行うとともに、活力ある地域づくりを進めることを誓約して、この基本条例を制定する。』と謳われているよう富士見町議会においても議会改革、町民に開かれた議会を今まで以上に、真剣に考えて行く時期に来ていると痛感しました。

## II. 葉山町まちづくり条例について

### 条例制定までの経緯

葉山町は、保養の町として全国的にも知られています。しかし、バブル経済崩壊後、別荘や企業が所有する保養所が売却され、高層住宅の建設による歴史的街並み、風致が損なわれる危惧に直面し、「若者と高額所得者を積極的に受け入れて行きたい」という特色ある町づくり、葉山町らしい住環境整備、また、21世紀のまちの将来像



葉山町担当者より説明を受ける

## III. 葉山町まちづくり条例について

### 条例制定までの経緯

「海とみどりにひろがる文化交流・文化のまち葉山」実現を目的として平成15年に制定しました。

住民との協働開発事業を行う前の意見交換、事業者に対して「意見書の提出」、その後、町と事業者間で事前に意見交換、事業者に対し協議が行われます。

再意見書の提出・公聴会の開催などの手続きもシステム化され、町民、事業者、町の責務を明確にするとともに、協働のまちづくりの推進を図っています。

## IV. 葉山町まちづくり条例について

### 条例制定までの経緯

富士見町とは、まったく異なった町の成り立ちの葉山町ですが、地域住民によるまちづくりの仕組みをシステム化し、共に考える場を設定した点など、観光を重視している富士見町が学ぶ点も多かったです。